

盛土規制法に関する許可等申請手数料一覧 (R7. 4. 1~R8. 3. 31)

岡山県に提出される宅地造成及び特定盛土等規制法に関する許可等申請の手数料です。
 なお、岡山市、倉敷市、玉野市及び笠岡市の手数料額については、各市へお問い合わせください。

① 許可申請手数料 (法第 12 条第 1 項本文及び第 30 条第 1 項本文)

盛土又は切土 土石の堆積 をする土地の面積 (㎡)	手数料 (円)	
	盛土又は切土	土石の堆積
500 以内のもの	15,990	11,250
500 を超え 1,000 以内のもの	27,220	13,620
1,000 を超え 2,000 以内のもの	38,460	15,990
2,000 を超え 3,000 以内のもの	56,800	19,530
3,000 を超え 5,000 以内のもの	65,080	27,820
5,000 を超え 10,000 以内のもの	88,740	31,360
10,000 を超え 20,000 以内のもの	141,970	37,870
20,000 を超え 40,000 以内のもの	218,860	52,070
40,000 を超え 70,000 以内のもの	343,070	70,990
70,000 を超え 100,000 以内のもの	485,030	106,480
100,000 を超えるもの	626,980	130,140

② 変更許可申請手数料 (法第 16 条第 1 項本文及び第 35 条第 1 項本文)

変更許可申請 1 件につき、次に掲げる額を合算した額。

最高限度額は、盛土又は切土の場合 626,980 円。土石の堆積の場合 130,140 円。

(注) 軽微な変更の届出や工事の計画の変更にあたらぬ申請書類の修正の手続きは手数料不要。

変更内容		手数料 (円)
設計の変更	面積*…変更なし 直近の許可部分…変更あり	直近の許可面積に対応する①の金額×1/10
	面積…減少のみ 直近の許可部分…変更あり	直近の許可面積から減少分を差し引いた面積に対応する①の金額×1/10
	面積…増加のみ 直近の許可部分…変更なし	直近の許可面積から増加した面積に対応する①の金額
	面積…増加のみ 直近の許可部分…変更あり	直近の許可面積から増加した面積に対応する①の金額 +直近の許可面積に対応する①の金額×1/10
	面積…増減あり 直近の許可部分…変更あり	直近の許可面積から増加した面積に対応する①の金額 +直近の許可面積から減少分を差し引いた面積に対応する①の金額×1/10
その他の変更	設計者の変更 等	10,000

※ 面積…盛土又は切土 (土石の堆積) をする土地の面積

③ 中間検査申請手数料 (法第 18 条第 1 項本文及び第 37 条第 1 項本文)

盛土又は切土をする土地の面積 (㎡)	手数料 (円)
20,000 以内のもの	12,890
20,000 を超え 40,000 以内のもの	17,010
40,000 を超え 70,000 以内のもの	25,240
70,000 を超え 100,000 以内のもの	37,590
100,000 を超えるもの	49,940

④ 宅地造成等に関する証明書交付手数料 (円) (則第 88 条)

750

〈お問合せ先〉

岡山県土木部都市局建築指導課盛土対策班 TEL : 086-226-7868